

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日：平成29年12月27日)

開催日及び場所		平成29年12月20日(水) 関東森林管理局 2階小会議室				
委員		紺 正行(委員長・弁護士) 川野 由夫(税理士) 関口 雅弘(ジャーナリスト)				
審議対象期間		平成29年7月1日～9月30日				
審議対象案件		220件	うち、1者応札案件 78件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		6件 (抽出率 2.7%)	うち、1者応札案件 2件 (抽出率 2.6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0.0%) 0件			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件	うち 1者応札 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし		
			工事希望型競争	該当なし		
			その他の指名競争	該当なし		
	随意契約		0件			
	業務	一般競争		1件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし		
			簡易公募型競争	該当なし		
			その他の指名競争	該当なし		
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし		
			簡易公募型プロポーザル	該当なし		
	標準型プロポーザル		該当なし			
	その他の随意契約		0件			
	物品・役務等	一般競争		3件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		該当なし		
随意契約(企画競争・公募)		該当なし				
随意契約(その他)		0件				
(特記事項)						
意見・質問			回答等			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	○対象期間中の測量・建設コンサルタント等業務契約において、落札率が極端に低いものがあるが、これはどのような事例か。		○本件は、森林事務所新築工事の設計業務で、7者が入札に参加し、競争原理が強く働いた事例である。 予定価格が1000万円未満のため調査基準価格の設定がなく低入札価格調査の対象外であること、さらに、紙入札で実施しているため、(入札会場で)他者を強く意識したことが原因と考えられる。			
	○A014の治山工事について、設計労務単価が「普通作業員」であるか、または「山林砂防工」であるかは、業者側は常識的にわかるものなのか。それとも判断が難しいものなのか。		○「山林砂防工」は、“山間や遠隔地の急傾斜地または狭隘(きょうあい)な谷間における作業”に適用することとしており、これを適用する場合、公告に掲載されるので業者側は確認できる。 林野公共事業は、地形条件の厳しい箇所もあるため、労務単価はそれに見合う一定の条件を満たせば、「山林砂防工」で積算することになる。			
	○労務単価の設定(「普通作業員」とするか「山林砂防工」とするか)が、業者側の調整要因になると、働く人にしわ寄せがいくことも考えられ、好ましくない。 工事の労務単価の設定について、事前に通知(公表)はしないのか。		○労務単価の歩掛は、発注者が現地を踏まえて積算しており、その内容は各工事の公告資料として公表しているため、懸念されている労働者へのしわ寄せはない。 また、労務単価自体は関東森林管理局のウェブサイト内において公表している。			

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○業者側が予定価格の範囲を判断する根拠は何か。また、等級区分が間違っていた場合は、どのように対処するのか。</p>	<p>○入札公告で公表している等級区分である。予定価格の等級が当初公告していたものから変わる場合は、必ず入札執行前に局経理課または担当課に相談するよう森林管理署等に指導している。また、入札参加業者が判断に迷うようなことは厳に慎むよう、あわせて指導している。</p>
	<p>○B016の林道工事について、平成29年6月に入札を行った際に不落となった理由は何か。応札者がいなかったためか。</p> <p>○モルタル吹付工とはどのようなものか。</p> <p>○再度公告による入札においても、規定に沿った標準的な期間を採用しているようだが、公告期間の延長措置はとらなかったのか。</p>	<p>○本件は、規模の小さい工事であるが、最初に入札に付した際は、さらに規模が小さかったため、落札に至らなかったと聞いている。 (初回の入札結果を踏まえ、)他の林道予算を充てて工事規模を大きくした上で、7月に再公告をし、発注に至った経緯がある。</p> <p>○(法面保護のため)林道の法面にモルタルを吹き付けるものである。</p> <p>○元々、発注所管内の業者数が少ないことから、公告期間を延ばしたことによって、多くの方に(入札に)参加してもらえることは期待できないと判断したと考える。</p>
	<p>○D021の測量・建設コンサルタント等業務について、この「効果判定調査」はどの程度のスパンで実施するものか。</p> <p>○応札者の顔ぶれを見ると、調査箇所に近い山梨県森林土木コンサルタントが一番地の利があると思われるが、どう捉えたらよいか。</p> <p>○落札者の入札金額は、予定価格より500万円程度も安いものとなっているが、もう少し高めの金額で応札してもよかったのではないかと考えるが、いかがか。</p>	<p>○効果判定調査は、国が民有林内で実施する治山工事(民有林直轄治山事業)において、施工効果を確認するために実施するものであり、定期的に行うものではない。 なお、当該地区では、5年前に全体計画調査を実施している。</p> <p>○ご指摘のとおり、山梨県森林土木コンサルタントに地の利があると思われるが、本事業は、長期間現地に連日通勤する工事ではなく、調査であることから、過去に同地域での同種業務の実績がある落札者が有利であったと考える。</p> <p>○結果的にはそう見えるが、落札業者は、過去の実績や同地域のデータを持っていることから、この入札額でも十分対応できると判断したものと考える。</p>
	<p>○N036の造林事業について、落札業者と2番札の業者の入札額に2倍程度の開きがあるが、どう捉えたらよいか。</p> <p>○2番札の業者は、入札を辞退する選択肢もあったと考えられるが、いかがか。 それとも、入札に参加すること自体が、次回の入札に点数として加味されるのか。</p>	<p>○契約担当官の分析にもあるとおり、2番札の業者は直営の労働者が他の事業に従事しているため、本事業を実行するための労働者を別途確保する必要があり、高めの見積りになったと考える。 また、本事業の実行のためには、チェーンソーを用いて行う立木の伐木の特別安全衛生教育の有資格者を配置できることが条件となっており、従業員教育等にも投資が必要とされる。</p> <p>○2番札の業者は、これまでも国有林の事業を受注していることは確かである。 なお、入札に参加するだけでは、(総合評価の)点数にはならない。あくまでも受注してはじめて評価される仕組みとなっている。</p>
	<p>○N050の造林事業について、同種事業の入札結果はどこまで公表されているのか。</p> <p>○3番札の業者は、再度入札において、極端に金額を下げて応札しているが、これはどういうことか。</p>	<p>○森林管理局のウェブサイト公表しているのは、落札者の情報(予定価格、契約金額等)であり、2番札や3番札の情報までは公表していない。</p> <p>○本件の場合、初度入札において、3番札から1番札まで順に応札金額を読み上げた上で、不落となったことを伝えている。 このため、初度入札の1番札の金額が再度入札のベース金額となり、各業者の2回目の入札額に影響してくる。 なお、再度入札において、初度入札の1番札以上の金額で応札した場合は失格となる。</p>

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○0008の生産事業(一貫作業)は、1者応札となっているが、造林事業に参入しているような、他県に本籍を置く広域事業者は参入できないものか。</p> <p>○1者応札で、かつ、再度入札となると、どうしても落札率が高止まりしてしまう。 入札業者を増やす取組が必要と考える。</p>	<p>○単一な作業を行う造林事業とは異なり、立木の伐倒や搬出・運搬を作業に含んでおり、重機や資材の確保が必要であること、また、事業箇所が管内に分散していることから他県の業者の参入はなかなか難しいと考える。 また、苗木の確保という点においても、他県の業者は不利と考える。</p> <p>○了解。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成29年12月20日(水) 関東森林管理局2階小会議室			
委員	紺 正行(委員長・弁護士) 川野由夫(税理士) 関口雅弘(ジャーナリスト)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H . .			H . .
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				